

## 議会基本条例特別委員会（第36回）要点録

- 1 日 時 平成24年1月6日(金)9:30~10:10
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、  
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容  
委員長…前回の説明の訂正について。  
事務局…公表した政治倫理審査会結果の悪意をもつての転用への罰則について、前回、  
条例で刑罰を定めることはできないと御説明しましたが、自治法14条3項に罰  
則を規定できる旨の定めがあり、また、罰則を定めた笠岡市条例もありましたの  
で、お詫びして訂正いたします。  
委員長…政治倫理条例施行規程案の修正について。  
事務局…前回の結果に基づき、4条2項「秘密会とする」を「秘密会にしようとする」  
に、11条2項「1年間とする。」を「1箇月間とする。」に、「1年以内」を「1  
箇月以内」に変更し、また様式では、前回見え消しとした部分を削除しています。  
委員長…修正結果についてはよろしいか。  
（了承）  
委員長…規程案の今後の取扱いについて。  
事務局…政治倫理条例の条文上は「この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定  
める」となっていますので、全員協議会への報告と議長決裁とを経て、告示・施  
行となると考えます。また、これと並行して条例等審議会で文言等の点検を受け  
ようと考えています。  
B委員…政治倫理条例7条2項の審査会委員の選定に基準がないと、議長が困るので  
はないか。充て職となる常任委員長などを決めておく必要はないか。  
C委員…基準があっても、会派制を採っているから基準どおりにはいかないと思う。  
委員長…基準で決めた議員が当事者になることもある。その都度、議長が判断するし  
かないのではないか。  
B委員…ガイドラインがないと、議長の負担が大きいのでは。  
委員長…議長が代表者会議の意見を伺い、決めるしかないと思う。  
具体的な案があれば示されたい。  
B委員…例えば、副議長、3常任委員長、議運委員長プラス1人など。  
D委員…前々回の段階では基準が要ると思っていたが、今は議長が状況により判断す  
べきと考える。  
H委員…同じ。  
E委員…同じ。  
F委員…決めておいた議員が当事者になり得るので、議長に一任した方がよいと考え

る。

I 委員…利害関係のない議員というような基準で、事案に応じ議長が判断すべき。

C 委員…誰が対象となるのか分からないので、選定基準に固執しない方がよいのかと思う。

G 委員…基準は要らない。

A 委員…基準は要らない。

委員長…審査会委員の選定基準は決めないこととする。

(了承)

委員長…議決事件の追加について。

事務局…基本条例第18条に定める議決事件の追加については、総論的な規定として、当初は具体的な事件を想定していなかったものですが、御協議の中で議決事件を追加することとなったものです。資料は、昨年の自治法改正により基本構想に議会の関与する余地がなくなったというもので、法による義務付けをやめ自治体の裁量を増すものですが、その分議会の関与できる分野が狭まったと言えます。一方、笠岡市自治基本条例では、基本構想を策定することを定めています。

条例案は、基本構想の策定、変更又は廃止に関することを、議会の議決を経なければならないこととしようとするものです。

F 委員…自治基本条例では、敢えて議会の関与を排除するようには定めていないと思うが、そのこととの兼合いはどうか。

事務局…自治基本条例の制定時には、自治法の規定により基本構想の議決を要しましたが、現在では不要です。一方、自治法による義務付けが廃止された現在でも、自治基本条例では基本構想を策定するとなっていますので、解釈の仕方によっては、基本構想は首長の裁量で決定できるという考え方も成り立つこととなります。

A 委員…法律違反でなければ、条例で定めることは有効。執行部が、基本構想を策定しないこととする改正案を出してきたときには、待てと言えればよい。基本構想を議決事件として追加すべきと考える。

B 委員…何もしなければ基本構想の議決は不要となるので、議会も手を打つべき。また、議決事件に追加することにより、基本構想から外れる政策に対する歯止めにもなる。

委員長…自治法96条2により議決事項を条例で定めることができる。昨年の法改正で基本構想に議会が関与できなくなった。

議会が関与できるよう、基本構想を議決事項に明記してよいか。

(了承)

委員長…この条例案の取扱いはどうなるか。

事務局…この条例案は、議会基本条例、倫理条例と同様に全協での経過報告等を経た後に、委員会からの発議で上程されるものと考えています。

委員長…3月定例会で経過報告等を行い、発議して議決をいただく流れになる。

事務局、そのような流れでよいか。

事務局…そのような手順でよいと考えます。

委員長…スケジュールの詳細は事務局と相談し、次回委員会でお示しする。

これで、残っていた案件「政治倫理条例施行規程」、「議決事件の追加」を協議したことになる。本日の宿題を協議する次回1月13日が、基本的に最後の特別委員会となる。

3月の経過報告で大きな変更があれば別だが、次回で基本的には本特別委員会を終了することとする。

(了承)